

令和8年度 生活困窮者自立相談支援機関体制強化事業【年間実施要項】

■目 的

県内の各市町村における生活困窮者自立相談支援機関を対象に、自立相談支援機関相互の連携強化及び相談支援技術の向上を目的とした研修会及び事例検討会を開催する。

また、自立相談支援機関からの要請に応じて、アドバイザーの派遣調整を行い、支援体制の充実を図る。

■実施主体 島根県

■実施機関 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

■対象者 市町村生活困窮者自立相談支援機関の職員、行政担当職員
市町村社会福祉協議会の職員

■事業内容

(1)情報交換会・課題別勉強会(参加方法：ハイブリッド形式)

相談支援に関するテーマ別の勉強会を行うとともに、各自立相談支援機関相互にグループワーク等による情報交換を実施する。

(2)事例検討会(参加方法：ハイブリッド形式)

各自立相談支援機関における困難事例について、グループによる事例検討を実施する。

(3)テーマ別研修(参加方法：現地のみ)

多機関連携の意義と実践方法を学ぶとともに、特定のテーマに関して事例検討を実施し、支援力の向上や関係機関同士のネットワーク強化を目的として実施する。

(4)アドバイザー派遣

困難事例について専門家のアドバイスが必要な場合に、自立相談支援機関からの要請に応じてアドバイザー(臨床心理士、精神保健福祉士、ワーカーズユープ等)を派遣する。

※アドバイザーの報酬及び費用弁償は自立相談支援機関の負担とする。

■年間スケジュール

年間スケジュールについては、県社協 HP に掲載する。開催案内及び申込フォームについては開催1か月前までに掲載する。

【県社協 HP】 <https://www.fukushi-shimane.or.jp/works/support/1393>

■ 問い合わせ・送付先

〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根
社会福祉法人島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係(担当：福田・神田・今田)
TEL 0852-32-5993 FAX 0852-32-5982
メール shien@fukushi-shimane.or.jp